

施設等利用費請求書（認可外保育施設等）

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが高鍋町内に居住していることを高鍋町が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることや利用料の支払い状況を高鍋町が対象施設や保護者に確認すること。
3. 課税状況を高鍋町が確認すること。

1. 請求する保護者(認定保護者)

氏 名		認定子どもとの続柄	父 ・ 母 ・ その他 ()
		現住所	高鍋町大字

2. 認定子ども（※認定子どもごとに申請して下さい）

フリガナ		生年月日	H・R 年 月 日
氏名			

3. 振り込み先（※新規請求、口座変更の方のみ）

金 融 機 関 名		預 金 種 別	普通預金					
銀行・信用金庫 農協・信用組合	本店・支店	口 座 番 号						
		口座名義(カタカナ)						

※原則、申請者の口座名義に限ります。

※振込口座の変更は、離婚による名義変更などやむを得ない場合に限ります。

4. 利用した施設・サービス事業を記入

①	施設・サービスの内容	☐ 認可外保育施設 ☐ 一時預かり ☐ 病児保育 ☐ 子育て援助活動支援事業			
	施設・事業所名				
	契約している保育料 ※1	☐ 月額 円	☐ 日額 円	☐ 時間額 円	
②	施設・サービスの内容	☐ 認可外保育施設 ☐ 一時預かり ☐ 病児保育 ☐ 子育て援助活動支援事業			
	施設・事業所名				
	契約している保育料 ※1	☐ 月額 円	☐ 日額 円	☐ 時間額 円	

※1 利用料の設定が月単位を超える(四半期などの)場合は、当該利用料を月額で算定してください。
算定式は「当該利用料÷当該期間の月数」（10円未満切り捨て）です。

6. 請求金額の内訳

利用年月 (3か月分)	認可外保育施設 に支払った 無償化対象の 月額保育料 (a) ※1	左記以外のサービ ス事業に支払った 月額合計利用料 (b)	支払額合計 (a + b = c)	月額上限額(d) 新2号⇒37,000円 新3号⇒42,000円 ※2	請求額 (cとdを比較して 低い方)
R 年 月	円	円	円	円	円
R 年 月	円	円	円	円	円
R 年 月	円	円	円	円	円
請 求 額 の 合 計					円

※2 月額上限額の日割りの算定式は、以下の通りです。

- ・ 月中での認定期間が終了または町外へ転出する場合
「40,300（45,700）円×転出日までの日数÷その月の日数」（10円未満切り捨て）
- ・ 月中での認定期間が開始または町内へ転入する場合
「40,300（45,700）円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数」（10円未満切り捨て）